

(略)

東京都監査委員職務執行者	鈴木晶雅
同	藤井一
東京都監査委員	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成 29 年 6 月 13 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求の期間について、同条第 2 項は、財務会計行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。

本件請求において請求人は、石神井警察署交通課職員が、練馬区西大泉 5 丁目 36 番 2 号先に設置されている押しボタン信号機を改良するために行った以下①及び②の工事等は、無計画な警察主導の工事若しくは一人の個人の申請により行われたものであり、これらに要した費用の支出（以下「本件支出」という。）は不当（税金の無駄遣い）であるとして、本件の改良に携わった職員の降格等を求めているものと解される。

①交通信号機移設・改良（LED 化）・更新（制御機）工事（工期：平成 27 年 3 月 17 日まで）

②信号機改良等特別上申書（平成 27 年 12 月 20 日付け上申（石神・交規）第 704 号）により行った保守業務

ところで、本件支出について、①の支出日は、平成27年4月21日であることが、②の支出日は、平成28年3月23日であることが確認できた。

このことから、本件請求は、①については、支出があつてから2年1か月以上経過して行われ、②については、支出があつてから1年2か月以上経過して行われており、また、請求期間の1年を経過して本件請求に至った正当な理由について、請求人は、本件請求の中で示していない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。